

令和 8 年度鹿児島県介護テクノロジー導入支援事業に係るQ&A

No.	質問内容	回答	備考
1	申請した事業所は、全て補助を受けられますか。	県予算の範囲内での補助となるため、下記の事業所を優先して採用させていただきます。 1 補助申請内容が、見守り機器・インカム・介護ソフトである事業所 2 当課が実施する介護テクノロジー関係の補助事業を受けたことがない事業所	交付要綱 別表 5
2	この事業はいつまでに完了しないといけませんか。	令和 9 年 2 月初旬までに実績報告書の提出をお願いします。 間に合わない場合は、補助を打ち切らせていただくことがあります。 ※ 実績報告書の提出時には、購入機器の納品、購入代金等の支払いが完了している必要があります。	令和 8 年度鹿児島県介護テクノロジー導入支援事業の流れ (HP掲載中)
3	この補助事業の対象施設を教えてください。	鹿児島県内に所在する介護保険法に基づく全サービスを提供する事業所、老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホームです。 ただし、法人本部で使用するものは補助対象外です。	交付要綱 第 2 条
4	機器等の購入について、いつから購入した機器が補助の対象となりますか。	機器等の購入については、令和 8 年 4 月 1 日以降に生じた対象経費から補助の対象となります。	交付要綱 第 5 条
5	サービス付き高齢者住宅や有料老人ホームは補助の対象になりますか。	「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている、サービス付き高齢者住宅や有料老人ホームは補助対象となります。	交付要綱 第 2 条
6	補助の上限はありますか。	1 法人あたりの補助上限額は、設けておりません。 補助額は、事業所単位で判断します。 (補助対象項目ごとに基準額を設けています。)	交付要綱 別表 1 ～ 4

令和８年度鹿児島県介護テクノロジー導入支援事業に係るQ&A

No.	質問内容	回答	備考
7	補助金を申請する要件として、研修の受講（交付要綱別表５補助要件等１の研修）は必須ですか。	申請要件として、交付要綱別表５補助要件等１に記載してある研修の受講は、必須です。 なお、補助金の申請時までには研修を受講していない事業所については、実績報告時までには受講することを条件に、補助金の申請は可能です。 交付要綱 別表５－１－③－ウの録画研修については、社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会HPに掲載しており、随時視聴可能です。 【第１回研修会（経営者対象）令和８年６月10日開催】 https://www.kaken-shakyo.jp/pages/323/detail=1/b_id=1782/r_id=144#block1782-144 【第２回研修会（実務者対象）令和８年８月25日開催】 https://www.kaken-shakyo.jp/pages/323/detail=1/b_id=1782/r_id=151#block1782-151	交付要綱 別表５
8	補助金を申請する要件として、ケアプランデータ連携システムの「利用」は必須ですか。	交付要綱別表５－５－②に掲げるサービスを行う事業所においては、ケアプランデータ連携システムの「利用」は必須です。 なお、補助金の申請時までにはケアプランデータ連携システムの「利用」を開始していない場合でも、実績報告時までには「利用」を開始することを条件に補助金の申請は可能です。	交付要綱 別表５
9	電子申請で提出する事業計画書は、事業所単位で作成するのでしょうか。	電子申請により提出する事業計画書については、事業所単位で提出してください。 提出された事業計画書は県で審査し、採択する事業所については、県から事業所宛てに「内示」を送付する予定です。 ※ 採択されなかった事業所についても連絡予定です。	
10	事業所の負担割合を教えてください。	事業費の１／５は事業所、４／５は県の負担です。 ※ 介護ソフト及びバックオフィスソフトについては、交付要綱別表３のとおりです。	交付要綱 別表１～４

令和8年度鹿児島県介護テクノロジー導入支援事業に係るQ&A

No.	質問内容	回答	備考
11	介護ソフトが導入済みで、見守り機器を導入予定だが、WI-FI環境が最低限の整備にとどまっている。見守り機器とWI-FI環境でパッケージ型導入支援の申請は可能ですか。	既に介護ソフトが導入済みで、今年度導入する機器が見守り機器とWI-FI工事のみの場合は、パッケージ型導入支援で申請は出来ません。	交付要綱 別表 2
12	通信環境整備は補助対象となりますか。	通信環境整備単体での実施は、補助対象外です。 本事業で介護テクノロジーを導入した場合の付帯費用、パッケージ型で導入した場合の付帯費用は対象となります。	交付要綱 留意事項
13	パソコンやタブレット端末のみの導入で補助対象となりますか。	パソコンやタブレット端末のみの導入の場合は、補助対象になりません。 介護テクノロジーの導入に係る付帯費用またはパッケージ型導入支援による導入の場合に限り補助対象となります。	交付要綱 別表 1～2
14	介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援について、「連動することで効果が高まる」とはどのように判断するのでしょうか。	「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の例」に記載しているとおり、「介護業務支援」に該当するテクノロジー（介護ソフト等）と他のテクノロジーを合わせて活用することで、単体で活用するよりも効果的に活用できると判断できるか、といった視点で判断してください。 (例) 介護ソフト（介護業務支援）＋インカム（介護業務支援）等	交付要綱 別表 2
15	導入を検討している介護テクノロジーが補助対象かどうか知りたい。	「福祉用具情報システム（TAIS）」に介護テクノロジーとして登録されている機器が対象となります。 テクノエイド協会のHPでご確認ください。 掲載先： https://www.technoaid.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php	交付要綱 別表 1

令和8年度鹿児島県介護テクノロジー導入支援事業に係るQ&A

No.	質問内容	回答	備考
16	補助対象項目について、1事業所で (1)「介護テクノロジー等導入支援」 (2)「介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援」 (3)「導入支援と一体的に行う業務改善線」 を複数選択して申請することは可能ですか。	1事業所が同時に申請することは可能です。 【例】 (1)で見守り機器、(2)で介護ソフト+インカムのように複数選択して申請することは可能です。 ただし、1事業所あたりの限度台数（補助対象）には制限があります。 ※ 利用定員数×0.2＝限度台数（補助対象）	交付要綱 第3条 交付要綱 留意事項
17	補助金の交付決定前に購入又はレンタル、リース 契約したものも補助対象となりますか。	令和8年4月以降に購入又はレンタル、リース契約したものについては、対象とします。	
18	レンタル又はリース契約を3年間で締結する場合、翌年度（令和9年度）以降のレンタル又はリース契約についても補助対象となりますか。	当該年度（令和9年2月28日まで）のレンタル又はリース料が補助対象となります。 （例） 令和8年4月1日～令和11年3月31日の3年間でレンタル契約 → 補助対象は、令和8年4月1日から令和9年2月末分のレンタル料が補助対象	